

## 筑北村地球温暖化対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域における地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策に取り組む者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、筑北村補助金等交付規則(平成17年筑北村規則第36号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の交付対象設備)

第2条 この要綱において、補助の対象となる設備等(以下「対象設備」という。)は、次のとおりとし、別表1に定める要件を全て満たしたものをいう。

- (1) 家庭用太陽光発電システム(以下「太陽光発電システム」という。)
- (2) 定置型リチウムイオン蓄電池システム(以下「蓄電池システム」という。)
- (3) 電気自動車

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、別表2に定める要件を全て満たしたものとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費及び補助額は、別表3に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、筑北村地球温暖化対策事業補助金交付申請書(様式第1号)に、関係書類を添付して、対象設備の設置及び購入前に、村長に提出しなければならない。

(交付決定及び交付決定通知書)

第6条 村長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合は、筑北村地球温暖化対策事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、前条第2項に規定する決定の通知を受けた後において、補助金交付申請の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、筑北村地球温暖化対策事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更後の交付決定)

第8条 村長は、前条の規定による承認申請書の提出があったときは、承認の可否を決定し、筑北村地球温暖化対策事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、中止又は廃止の場合を除き、対象設備の設置が完了した日から30日以内又は当初交付決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、筑北村地球温暖化対策事業補助金実績報告書（様式第5号）に、関係書類を添付して村長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第10条 村長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付額を確定し、筑北村地球温暖化対策事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助対象者は、前条の規定による確定通知書を受けとったときは、村長に筑北村地球温暖化対策事業補助金交付請求書（様式第7号）を提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 村長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当し、補助事業の目的が達成できないと認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。

(4) この要綱の規定又は法令に違反したとき。

(5) 太陽光発電システム及び蓄電池システムの設置にあつては、交付の日から起算し5年未満の間に譲渡、貸与、売却、転居、転出、又は取り壊し等により居住しなくなったとき。

(6) 電気自動車購入にあつては、交付の日から起算し5年未満の間に、譲渡、貸与、交換、売却、廃棄、貸付け又は担保に供したとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、筑北村地球温暖化対策事業補助金交付決定通知取消通知書（様式第8号）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 村長は、前条第2項の規定による通知をした場合において、当該取消に係る部分に対して既に補助金が交付されているときは、筑北村地球温暖化対策事業補助金返還通知書

により期限を定めてその返還を命ずるものとする。ただし、村長は、特に必要と認めるときは、その補助金の返還を免除することができる。

2 補助対象者は、前項に規定する命令を受けたときは、通知書に記載のある期限内に当該補助金を村長に返還しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

別表1（第2条関係）

対象設備	要件
太陽光発電システム	<p>(1)未使用品であること</p> <p>(2)住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆流有りで連携し、かつ、太陽電池の最大出力（対象設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（キロワット表示とし、小数点第1位未満を四捨五入したもの。）をいう。以下同じ。）が10キロワット未満の太陽光発電システムであること。</p> <p>(3)電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結できるものであること。</p>
蓄電池システム	<p>(1)未使用品であること</p> <p>(2)蓄電池部及び電力変換装置（インバーター、コンバーター、パワーコンディショナー等）で構成される設備であること。</p> <p>(3)リチウムイオン蓄電部及びインバータ等の電力変換装置を備え、太陽光発電システム（最大出力10キロワット未満）に連携し、太陽光発電システムで発電した電力を蓄える定置型蓄電池システムであること。</p>
電気自動車	<p>(1)道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する自動車のうち、搭載した電池によって駆動する電動機のみを動力源とする自動車であつて法第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けたものであること。</p> <p>(2)一般社団法人次世代自動車振興センターのクリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則「（別表1）銘柄ごとの補助金交付額」において電気自動車に分類されている自動車であること。</p> <p>(3)自動車検査証の使用の本拠の位置が、村内の住所であること。</p> <p>(4)補助金の交付は、1世帯又は1事業者につき1台限りとする。</p> <p>(5)電気自動車の導入は、当該年度の4月1日から翌年3月末日までの間において実施する事業とし、自動車検査証の初度登録年月が導入期間内であること。この場合において、リース契約によるときは、リース契約の期間が5年以上であること。</p> <p>(6)申請者が自ら新車として新たに購入したものであること。</p>

別表2（第3条関係）

対象設備	交付対象者
共通	<p>(1) 村内に住所を有する者。</p> <p>(2) 申請者及び申請者と現に同居し、若しくは同居しようとする者に市区町村に納付又は納入すべき税及び料金に未納がないこと。</p> <p>(3) 過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと。</p> <p>(4) 申請者又は申請者と現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。</p>
太陽光発電システム	<p>(1) 村内に居住を目的とした住宅（店舗等を兼ねている住宅を含む。）を有する者（当該住宅が自己の所有に属さない場合は、当該住宅の所有者の承諾書を提出できる者）又は住宅を設けようとする者。</p> <p>(2) 補助金の交付申請をした対象設備について、申請をした年度内に設置を完了することができる者。</p> <p>(3) 電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約の締結を完了することができる者。</p>
蓄電池システム	<p>(1) 村内に居住を目的とした住宅（店舗等を兼ねている住宅を含む。）を有する者（当該住宅が自己の所有に属さない場合は、当該住宅の所有者の承諾書を提出できる者）又は住宅を設けようとする者。</p> <p>(2) 補助金の交付申請をした対象設備について、申請をした年度内に設置を完了することができる者。</p>
電気自動車	<p>(1) 申請当該年度に自動車検査証の交付を受けられる電気自動車等を購入した者。</p> <p>(2) 申請者が補助対象自動車の購入者であり、申請車両の自動車検査証上の所有者であって、かつ、使用者であること。ただし、次に掲げる場合は、この要件に適合するものとみなす。</p> <p>① 所有権留保付ローンによる購入において、自動車検査証上の所有者が販売会社又はローン事業者等であり、かつ、申請者が使用者である場合。</p> <p>② リース契約において、自動車検査証上の所有者がリース事業者等であり、かつ、申請者が使用者である場合。</p> <p>③ 購入者が、別途村長が特別の事情があるものと認める者である場合。</p>

別表3（第4条関係）

対象設備	対象経費	補助額
太陽光発電システム	対象設備（付帯設備を含む）の購入費用及び設置に係る工事費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光電池モジュール</li> <li>・ 架台</li> <li>・ 接続箱</li> <li>・ 直流側開閉器</li> <li>・ インバータ</li> <li>・ 保護装置</li> <li>・ 余剰電力売買用電力量計</li> <li>・ 配線及び配管器具の購入並びに据付</li> <li>・ 上記の設置工事に要する費用</li> </ul>	1キロワット当たり2万5千円に、対象システムを構成する太陽電池の最大出力（太陽電池の最大出力が4キロワットを超えるシステムにあっては4キロワットを限度とする。）を乗じて得た額とする。ただし、当該金額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
蓄電池システム	対象設備（付帯設備を含む）の購入費用及び設置に係る工事費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定置型蓄電池本体</li> <li>・ 付属機器</li> <li>・ 配線及び配管器具の購入並びに据付</li> <li>・ 上記の設置工事に要する費用</li> </ul>	10万円
電気自動車	対象設備の購入費用	10万円